

上している。

- ・「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等を計上している。主なものとして、雇用開発支援事業等補助金、高齢・障害者雇用開発支援事業費等を計上している。
- ・「委託費」には、補助金等に該当しない対価性のある委託費を計上している。主なものとして、職場適応訓練委託費、生涯職業能力開発事業等委託費、職業講習等委託費等を計上している。
- ・「分担金」には、世界公共雇用サービス協会への分担金を計上している。
- ・「拠出金」には、国際労働機関が行う技術協力に対する拠出金を計上している。
- ・「運営費交付金」には、独立行政法人通則法第46条に規定する交付金として、独立行政法人に対する運営費交付金を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、退職職員に支給する退職手当や恩給負担金を計上している。
- ・「徴収勘定への繰入」には、主に事業主への保険料返還金や保険料徴収事務経費を計上している。
- ・「庁費等」には、庁費及び電子計算機借料等の物件費等を計上している。
- ・「その他の経費」には、旅費、諸謝金及び賠償償還及び払戻金等を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産、無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額（又は戻入額）」には、未収金の回収不能見込額として貸倒引当金に計上した額のうち、当期に繰入れ（もしくは戻入れ）た額を計上している。
- ・「資産処分損益」には、有形固定資産の除却、売却に伴い発生した損益を計上している。
- ・「出資金評価損」には、関連独立行政法人に対する出資金の評価損を計上している。

#### <資産・負債差額増減計算書>

- ・「前年度末資産・負債差額」には、平成16年度末の貸借対照表の「資産・負債差額」を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算結果である業務費用計算書の本年度業務費用合計を計上している。
- ・「（財源）自己収入」には、運用益とその他の財源を計上している。
- ・「（財源）運用益」には、預託金運用に係る利子収入を計上している。
- ・「（財源）その他の財源」には、公務員宿舍貸付料、返納金等を計上している。
- ・「徴収勘定より受入」には、主として雇用保険料の収入額を計上している。
- ・「一般会計より受入」には、雇用保険法第66条に基づき、一般会計から雇用勘定への受入額を計上している。
- ・「無償所管換等」には、独立行政法人の設立のための出資金の承継等、合同宿舍建設のために財務省所管一般会計に無償で移管した土地や過去の国有資産台帳の誤謬訂正額等を計上している。
- ・「資産評価差額」には、国有財産法施行令第23条の規定に基づく固定資産の評価により生じた評価減に相当する額を計上している。

#### <区分収支計算書>

- ・「運用収入」には、積立金、雇用安定資金、余裕金を資金運用部に預託することにより生ずる利子収入の額を計上している。
- ・「その他の収入」には、公務員宿舍貸付料、返納金等を計上している。
- ・「徴収勘定からの受入」には、労働保険料のうち雇用保険料に相当する部分について徴収勘定から受け入れた額を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、雇用保険法第66条、第67条等の規定に基づき計算された国庫負担金の受入額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、前年度建設費の繰越分を計上している。
- ・「人件費」には、主に職員の給与・手当、国家公務員共済組合負担金等を計上している。
- ・「失業等給付費」には、雇用保険法（昭和49年法116号）第13条等の規定に基づき支給した基本手当、技能修得手当、寄宿手当及び傷病手当等の額を計上している。
- ・「雇用安定等給付費」には、雇用保険法第62条に基づき実施する雇用安定事業において事業主に支給する雇用調整助成金、特定求職者雇用開発助成金等の給付金を計上している。